

 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会

令和5年度 正規職員採用試験（10月試験）受験要項

試験日：令和5年10月8日 日曜日

時間：午前9時30分～午後3時頃まで

会場：多治見市総合福祉センター

（申込期限：令和5年9月29日 午後5時まで）

令和6年4月1日採用の**正規職員**を次のとおり募集いたします。

1、採用人数等

資格	職種区分	採用人数
保育士	資格を有している者又は令和6年3月末までに取得見込みの者	2名程度
心理士	公認心理師、臨床心理士、認定心理士のいずれかの資格を有している者又は令和6年3月末までに取得見込みの者	1名程度
保健師 正看護師	保健師又は正看護師のいずれかの資格を有している者又は令和6年3月末までに取得見込みの者	1名程度

※本会は株式会社ジェイネット提供の「求人受付NAVI」に登録しています。

2、受験資格（①②の要件を満たすこと）

①次の要件をすべて満たすこと

- ・学校教育法に基づく高等学校同等の卒業資格を有すること
- ・60歳未満であること（定年退職年齢が60歳のため）

②次のいずれかに該当する方は受験できません

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

3、試験の申込方法について

- ・受験申込書、履歴書、エントリーシート、受験票は多治見市社会福祉協議会の所定の書類にて提出してください。
- ・所定の書類は本会ホームページよりダウンロードにて配布となります。
- ・提出は ①電子メールによる提出又は ②郵送、直接窓口まで持参してください。
- ・受付の締め切りは令和5年9月29日（金）午後5時必着です。
- ・直接本会に持参される方は、平日の午前8時30分から午後5時までにご利用します。
- ・郵送受付の方で提出書類に不備がある場合は返送します。
- ・受付が完了したら、10月5日（木）までに受験票を返送いたします。5日（木）を過ぎても返送がない場合は、お問い合わせ下さい。

<申 込 先>

①電子メールの場合

soumukatyo@t-syakyo.or.jp

②郵送又は直接窓口の場合

〒507-0041

岐阜県多治見市太平町2丁目39番地の1（多治見市総合福祉センター内）

多治見市社会福祉協議会 企画総務課宛て

<提出書類>

- ・受験申込書（本会所定のもの）
- ・履 歴 書（本会所定のもの）
- ・エントリーシート（本会所定のもの）
- ・資格を証明する書類の写し（所有者のみコピーを提出してください）
- ・受 験 票（本会所定のもの）

4、採用試験について

- (1) 試験日時 令和5年10月8日（日）午前9時30分から午後3時頃まで
※受付開始時間は午前9時からとなります。
- (2) 試験会場 多治見市総合福祉センター4階 大会議室
※お車でお越しの方は福祉センター駐車場をご利用ください。
- (3) 試験内容 午 前：筆記試験（一般常識教養問題、小論文）
午 後：面接（個人面接）
携行品：受験票、筆記用具、昼食、水分補給用のお茶など
備 考：①昼食休憩は60分を予定しています。
②福祉センター内の喫茶店は休業日です。また売店はありません。
③昼食休憩中に外に出かけることは可能です。
- (4) そ の 他 欠席者向けの再試験は予定しておりません。体調管理について、徹底の上、試験に臨まれるようお願いいたします。

5、合否の発表について

- ・結果は10月17日（火）に合否に関わらず全員に郵送します。
- ・土日に配達がないため、結果が届くのに時間がかかる場合があります。23日（月）を過ぎても結果が届かない場合は、お問い合わせ下さい。

6、発表後から採用までの流れ

- (1) 採用者に対して採用前に事前面談を行い、採用にあたっての労働条件等について提示をさせていただきます。採用者に対する事前の面談日時は、採用通知の発送後に本会から連絡をいたします。
- (2) 資格取得見込みの人で、令和6年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用を取り消します。
- (3) 履歴書に記載のない傷病等により職務に支障があると認められる場合には、採用されません。
- (4) 受験資格がないことや、受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、採用を取り消します。
- (5) 日本国籍を有しない人で、採用日において法令により永住が認められてない人は、採用されません。

7、本会の給与・待遇等

本会は国家公務員の福祉職の俸給表を採用しております。下記の給与は令和6年4月1日から採用される予定の給与表で計算してあります。

- (1) 初任給 多治見市社会福祉協議会職員給与規程に基づいて支給します。
 - 例1) 4年制大学、新卒採用の場合
月額支給 約203,734円
※地域手当3%を含んでいます。
※配属先によっては処遇改善手当が加算されます。
 - 例2) 短大卒または専門学校、新卒の場合
月額支給 約192,404円
※地域手当3%を含んでいます。
※配属先によっては処遇改善手当が加算されます。
 - 例3) 短大卒、社会人経験（保育園）5年の場合
月額支給 約214,961円
※社会人経験の職務内容に応じて月額給が加算されています。
※地域手当3%を含んでいます。
※配属先によって処遇改善手当が加算されます。
- (2) 賞与 年2回（6月・12月）4.5か月分/年
- (3) 諸手当 扶養、住居、通勤手当等をそれぞれの支給要件に基づいて支給
- (4) 福利厚生 各種社会保険、退職共済制度等

- (5) 休 日 週休二日制（配属先により土日出勤、早出遅出の出勤あり）
国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日から翌年1月3日までの日
- (6) 定 年 ①定年退職は、満60歳に達する日以後の最初の3月31日です
②再雇用制度により、本人が希望する場合は別に定める基準により、
満65歳に達する日以後の最初の3月31日までとしています。
③65歳以降は1年度の範囲において別に定める基準により、継続
雇用として満75歳に達する日以後の最初の3月31日まで更新
することができます。

8、勤務場所

保育士は本会が運営する保育園、心理士は本会が運営する児童発達支援センター、保健師及び正看護師は地域包括支援センターへの配置を予定しておりますが、正規職員は異動による配置転換があります。

9、問い合わせ先

多治見市社会福祉協議会 企画総務課（担当：澁谷）

住 所：多治見市太平町2丁目39番地の1（多治見市総合福祉センター内）

電 話：0572-25-1134(代)

メール：soumukatyo@t-syakyo.or.jp

対 応：祝日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

10、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

本会は、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録しており、令和4年度には特に優良な取り組みや他社の模範となる独自の取り組みを行う企業として「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定されました。

超過勤務の削減など働き方改革を進め、従業員の育児・介護の支援制度など充実させ、働きやすい職場環境を整備しています。



← 紹介動画(YouTube)

11、その他

- ・本会に関する詳細はホームページをご参照ください。
- ・本採用試験に係る各種提出書類については、本会職員採用のみに使用し、目的外での使用は一切いたしません。

以上